

質問書回答

2016年12月19日

「(案件名)エジプト国学びの質向上のための環境整備プロジェクト」

(公示日:2016年12月7日/公示番号:160956)について、以下のとおり質問いたします。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書7頁:(3)実施方法「プレゼンテーション実施方法について」	二つの()、両方ともに○が記載されておりません。 プレゼンテーション実施方法は、本プロジェクトでは、どちらになりますか。	業務指示書 P.7(3)実施方法の2)以下を次の通り訂正します。 ()上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。 (○)海外在住・出張等で当日 JICA へ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。 a) 電話会議 通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等から JICA が指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。 b) Web 会議システム (http://jica.webex.com/) インターネット回線を用いて JICA が提供する Web 会議システムに接続します。接続先の URL や接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。 注) Skype 等の IP 通信サービスは利用できません。

			<p>c) テレビ会議システム</p> <p>ISDN 回線を用いてコンサルタント等から JICA-Net に接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN 番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。</p> <p>注) JICA 在外事務所の JICA-Net を使用しての出席は認めません。ただし JICA 在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。</p>
2	<p>業務指示書 6 頁: 第 7 見積価格及び内訳書</p> <p>業務指示書 25 頁: 1(2) 業務工程「複数年度契約について」</p>	<p>6 頁: 「() 契約全体が複数の契約期間に分かれるための・・・」の括弧内には、○の記載がありません。しかし、25 頁: 1(2) では、第一次契約・第二次契約と記載されています。本業務では、契約は 2 期に分かれるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>業務指示書 P.6「第 7 見積価格及び内訳書」を以下の通り訂正します。</p> <p>(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。</p> <p>() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE+PEX 運賃(エコミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。</p>
3	<p>業務指示書 25 頁: 1(1)、1(2) 業務工程</p> <p>公示 3 枚目 4 契約期間(予定)</p> <p>「契約期間の終了時期について」</p>	<p>契約期間終了時期に関して、3 種類の異なった記載があります。25 頁では、1(1) で 2021 年 2 月中旬、1(2) で 2021 年 4 月、公示では 2021 年 3 月下旬となっております。要員計画・見積等作成に</p>	<p>プロジェクト実施期間は開始から 4 年間とし、2019 年 2 月中旬から 2021 年 2 月中旬までを想定しています。成果品の確認や精算に必要な期間も考慮し、業務実施契約は 2021 年 4 月までとなります。</p>

		<p>において、どの契約期間終了時期を基にすればよろしいでしょうか。</p>	
4	<p>業務指示書 13 頁 (5) 詳細計画策定から R/D 署名までの経緯：「パイロット活動する学校数について」</p>	<p>「モデル実践校 200 校の内、既存校 10 校、新規校 10 校程度についても、パイロット活動の対象とすることを検討している」とありますが、パイロット校 12 校だけでなく、既存校 10 校、新規校 10 校を含め、合計 32 校でパイロット活動をするということでしょうか。32 校でのパイロット活動となるとモデル開発の質を損なうことが懸念されます。ベースライン調査・エンドライン調査で本案件のみの効果を測定できるようにする目的で対象校を増やすのであれば、対象学校数をこちらから提案することは可能でしょうか。</p>	<p>より適切な対象校数があるとお考えの場合は、その理由と共にプロポーザルにてご提案ください。なお、ご指摘の業務指示書の該当項・項目に記載のとおり、案件開始後に C/P と協議の上、要すれば変更に対応する必要がある点にご留意ください。</p>
5	<p>業務指示書 24 頁 (3) コンサルタント業務従事月報</p>	<p>「活動に関する写真」、「業務フローチャート」が入っており、通常の技プロの業務従事月報よりも多いこと、また 2 年次以降は活動のない月も想定されることから、これらについては、適宜ということにすることはできるでしょうか。</p>	<p>「活動に関する写真」については、結果的に活動がなかった月があった場合にはその旨月報に明記いただくことで、写真の提出を省略することも可能です。「業務フローチャート」については、変更があった場合に添付して頂きます。</p>

以上